

四日市市告示第452号

四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

四日市市長 森 智広

四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和4年四日市市告示第200号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第7条関係）		
	階層区分	2月あたりの利用者負担額
A	生活保護法による保護を受けている世帯	0円
B	A階層を除く <u>市民税</u> 非課税世帯	0円
C	<u>A階層以外の市民税課税世帯（利用者及び利用者と同一の世帯に属する者（利用者が障害者に該当する場合にあっては、その配偶者に限る。）について、当該年度において、前年分（翌年の1月1日から6月30日）にあっては</u>	利用者負担額の上限額は、2,640円（第6条第3項の適用を受ける場合は、同項に規定する給付の量の限度に100分の10を乗じて得た額）とする。ただし、2月分申請合計金額に100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

	<u>前々年分とする。)の 地方税法(昭和25 年法律第226号) 第292条第1項第 2号に掲げる市民税 の所得割の額が46 万円以上の者がいな い世帯に限る。)</u>	利用者負担額の上限額は、2,640円(第6条第3項の適用を受ける場合は、同項に規定する給付の量の限度に100分の10を乗じて得た額)とする。ただし、2月分申請合計金額に100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
D	<u>A階層及びC階層以 外の市民税課税世帯</u>	<u>利用者負担額は、26,400円(第6条第3項の適用を受ける場合は、同項に基づく支給量を上限額から差し引いた金額)とする。ただし、2月分申請合計金額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。</u>

備考

(略)

改正前

別表（第7条関係）

	階層区分	2月あたりの利用者負担額
A	生活保護法による保護を受けている世帯	0円
B	A階層を除き、 <u>前年分の</u> 市民税非課税世帯	0円
C	A階層 <u>及び</u> B階層以外の市民税課税世帯	利用者負担額の上限額は、2,640円（第6条第3項の適用を受ける場合は、同項に規定する給付の量の限度に100分の10を乗じて得た額）とする。ただし、2月分申請合計金額に100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

備考

(略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。